

## 履行確保に関する基準

平成7年3月28日

6 葛総経第 375 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 444 号  
平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号  
平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号  
平成 25 年 3 月 18 日 24 葛総契第 888 号  
平成 25 年 4 月 15 日 25 葛総契第 59 号  
平成 26 年 3 月 27 日 25 葛総契第 909 号  
平成 27 年 3 月 26 日 26 葛総契第 866 号  
平成 28 年 5 月 30 日 28 葛総契第 128 号  
令和 3 年 3 月 26 日 2 葛総契第 993 号  
令和 4 年 12 月 21 日 4 葛総契第 630 号

(目的)

第1条 葛飾区（以下「区」という。）発注の工事について、適正な履行を確保するため、技術者の設置、技術者の専任及び兼任の区分、工事の施工に関する事項に関する基準を定める。

(技術者の設置)

第2条 受注者は、工事を施工するときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める技術者を置かなければならない。

- (1) 工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下同じ。）が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上になる場合 次に掲げるとおり  
ア 施工する工事業種に対応する監理技術者  
イ アの規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で工事を施工する場合にあっては、共同企業体の構成員のうち、代表者は施工する工事業種に対応する監理技術者、その他の構成員は施工する工事業種に対応する主任技術者又は監理技術者
  - (2) 工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満の場合 施工する工事業種に対応する主任技術者
- 2 設置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
  - 3 技術者を設置する期間は、契約期間を基本とする。
  - 4 受注者は、区が特別な事情があると認める場合を除き、設置した技術者を契約期間中に変更することはできない。
  - 5 営業所における専任の技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者をいう。）を工事現場へ置く場合の取扱いに

については、区が別に定めるところによる。

(技術者の専任及び兼任の区分)

第3条 前条第1項第1号の規定により設置する監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上、かつ、監理技術者補佐を専任で置くとき(兼任を認めない工事を除く。)

(2) 建築一式工事の場合にあっては、請負代金の額が8,000万円未満のとき

2 前条第1項各号の規定により設置する主任技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上、かつ、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場が近接した場所であるとき

(2) 請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)未満のとき

3 第1項第1号又は前項第1号に規定する場合において、兼任することができる工事現場の数は、2までとする。

4 第1項ただし書又は第2項ただし書の規定にかかわらず、共同企業体の各構成員が設置する技術者は、専任の者でなければならない。

5 第1項本文、第2項本文又は前項の規定により設置する技術者は、次の各号に定める期間については、専任を要しない。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(工事施工に関する事項)

第4条 工事主管課長は、受注者に対し必要に応じて、設置する技術者の資格者証の提示を求めることができる。

2 受注者が主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の有資格者を設置していない場合は、工事主管課においてその設置を口頭又は文書で指示する。工事主管課長は、受注者が有資格者の設置について指示されたにもかかわらずこれを怠る場合は、契約管財課長に報告するものとする。契約管財課長は、この報告を受けた場合は、受注者に指導するとともに、必要に応じて建設業法所管部局等へ不正事実を報告するなどの適切な措置をとるものとする。

- 3 受注者は、工事現場において、公衆の見やすい場所に建設業許可に関する事項、技術者の氏名、資格等を記載した標識を設置しなければならない。
- 4 工事主管課長は、工事に事故があったときは、直ちにその実状を調査したうえ、所要の措置を講じるとともに、契約管財課長に報告するものとする。
- 5 監督員及び工事主管課長は、受注者が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握した場合は、契約管財課長に報告するものとする。契約管財課長は、この報告を受けた場合は、事実を確認し、総務部長に報告するものとする。総務部長は、この報告を受けて、受注者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事にその事実を通知するものとする。

付 則（平成13年3月29日12葛総経第444号）

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日14葛総経第402号）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日20葛総契第335号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月18日24葛総契第888号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月15日25葛総契第59号）

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年3月27日25葛総契第909号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日26葛総契第866号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年5月30日28葛総契第128号）

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

付 則（令和3年3月26日2葛総契第993号）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年12月21日4葛総契第630号）

この基準は、令和5年1月1日から施行する。